特定非営利活動法人きずなの会　　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人きずなの会（以下「本会」という。）という。

（事務所）

第２条　本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市港南区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本会は、次に掲げることを目的とする。

（１）子ども達を中心とした地域住民に対して、集団の中で子ども同士が育ちあい、子どもを囲む大人も育ちあえる保育活動、障害児に対する発達支援活動、子どもと高齢者など異世代間の交流をすすめる活動を行い、子どもの健全育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（２）スポーツを通して子どもと大人が共に成長し、地域社会に貢献することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）　子どもの健全育成を図る活動

（３）　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（事業）

第５条　本会は、第３条の目的を実現するために、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

（１）　保育事業

（２）　子育て支援事業

（３）　総合型地域スポーツクラブ運営に関する事業

（４）　児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

第３章　会員

（種別）

第６条　本会の会員は次の１種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）　正会員　本会の目的に賛同して入会した個人

（入会）

第７条　正会員として本会に入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、正会員となる。

２　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　正会員は、総会で別に定める入会金及び会費を納入する。

（会員の退会）

第９条　正会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（会員の資格喪失）

第１０条　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）　退会届を提出したとき。

（２）　本人が死亡したとき。

（３）　継続して２年以上会費を滞納したとき。

（４）　除名されたとき。

（会員の除名）

第１１条　正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の４分の３以上の議決に基づき、その正会員を除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に総会において弁明の機会を与える。

（１）　本会の定款に違反したとき。

（２）　本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（会員の義務）

第１２条　正会員は、本会を政治、宗教、その他営利目的のために利用しない。

（拠出金品の不返還）

第１３条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第４章　役員

（役員の種別及び定数）

第１４条　本会には、次の役員を置く。

（１）　理事　５人以上１０人以下

（２）　監事　１人以上２人以下

２　理事のうち、１人を理事長とし、理事長のほかに２人以内の副理事長をおくことができる。

（役員の選任等）

第１５条　理事は理事会において、監事は総会において選任する。

２　理事は、互選により理事長及び副理事長を選任する。

３　監事は、理事または本会の職員を兼ねてはならない。

４　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親

族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員総数の３分の１を超えて含まれてはならない。

（役員の職務）

第１６条　理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときには、理事会があらかじめ議決した順序によってその職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成しこの定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）　本会の理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）　本会の財産の状況を監査すること。

（３）　前２号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）　前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること。

（５）　理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（役員の任期等）

第１７条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

（役員の欠員補充）

第１８条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充する。

（役員の解任）

第１９条　役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対して、議決の前に弁明の機会を与える。

（１）　心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員の報酬等）

第２０条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第５章　総会

（種別）

第２１条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２２条　総会は正会員をもって構成する。

（権能）

第２３条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更

（２）　解散

（３）　合併

（４）　事業計画及び収支予算に関する事項

（５）　事業報告及び収支決算に関する事項

（６）　監事の選任等に関する事項

（７）　入会金及び会費に関する事項

（８）　その他、本会の運営に関する重要事項

（開催）

第２４条　通常総会は、毎年一回事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

（２）　正会員総数の５分の１以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

（３）　第１６条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときには、その日から２０日以内に臨時総会を招集する。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知する。

（議長）

第２６条　総会の議長は、理事長がなる。

（定足数）

第２７条　総会は、正会員総数の過半数の出席で成立する。

（議決）

第２８条　総会の議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の２分の１以上の同意があった場合にはこの限りではない。

２　総会の議事は、この定款に定めがあるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（表決権等）

第２９条　各正会員の表決権は、平等である。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、第２５条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前２条（前条第１項ただし書きを除く。）及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が記名押印又は署名し、これを保存する。

第６章　理事会

（構成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３２条　理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（４）　理事の選任等に関する事項

（開催）

第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　理事長が必要と認めたとき。

（２）　理事総数の３分の１以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

（３）　第１６条第４項第５号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

（招集）

第３４条　理事会は、理事長がこれを招集する。

2　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に理事会を招集する。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面

をもって、少なくとも５日前までに通知する。

（議長）

第３５条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（定足数）

第３６条　理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立する。

（議決）

第３７条　理事会の議決事項は第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の２分の１以上の同意があった場合にはこの限りではない。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（表決権等）

第３８条　各理事の表決権は、平等である。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、第３４条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前２条（前条第１項ただし書きを除く。）及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名し、これを保存する。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第４０条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された資産

（２）　入会金及び会費

（３）　寄付金品

（４）　財産から生じる収入

（５）　事業に伴う収入
（６）　その他の収入

（資産の管理）

第４１条　本会の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４２条　本会の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行う。

（事業計画及び収支予算）

第４３条　本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第４５条　予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは理事会の議決を経ることとする。

（弾力条項）

第４６条　第４３条の規定にかかわらず、業務量の増加により必要な経費に不足を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、その業務量の増加により増加する収入に相当する金額を、その業務のために必要な経費に使用することができる。この場合、理事長は遅滞なく本会の掲示場にその旨を掲示するとともに、次の総会においてこの規定の適用を行った旨を報告する。

（事業報告及び収支決算）

第４７条　本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後３ヶ月以内に総会の承認を得る。

（事業年度）

第４８条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４９条　本会がこの定款を変更するには、総会において、出席した正会員の３分の２以上の議決を必要とする。

２　定款の変更は、次に掲げる事項を除き所轄庁の認証を得なければならない。

（１）　主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）

（２）　資産に関する事項

（３）　公告の方法

（解散）

第５０条　本会は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産

（６）　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５１条　本会が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げるもののうちから総会において選定したものに帰属する。

（合併）

第５２条　本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　事務局

（事務局の設置等）

第５３条　本会は、その事務を処理するために事務局を設置することができる。

２　事務局には、事務局長及び所要の事務局員をおく。

３　事務局長及び事務局員の任免は理事会の議決を経て理事長が行う。

第１０章　公告の方法

（公告）

第５４条　本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載する。ただし、貸借対照表の公告については、本会の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第１１章　雑則

（諸規定）

第５５条　この定款に定めるもののほか、定款の施行に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、本会の成立の日から施行する。

2　本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大井　正男
理　事	大井　和子
理　事	灰谷　薫
理　事	齋藤　悦子
理　事	中村　まゆみ
理　事	瀧野澤　聖子
理　事	関口　昌幸
理　事	小玉　亮子
監　事	山本　茂

3　本会の設立当初の役員の任期は、第１７条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１７年６月３０日までとする。

4　本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5　本会の設立当初の事業年度は、第４８条の規定にかかわらず、成立の日から平成１６年３月３１日までとする。

6　本会の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	入会金	０円
	年会費	１，０００円

7　この定款は、平成１９年　１月３１日から施行する。
　この定款は、平成２９年　６月１０日から施行する。
　この定款は、令和　３年　３月１６日から施行する。
　この定款は、令和　　年　　月　　日から施行する。

令和８年度　事業計画書

法人の名称　特定非営利活動法人きずなの会

１．事業の成果

つばさ保育園、港南台つばさ保育園、つばさ子どもクラブの設置運営を行い、利用児童の保育、保護者の子育て支援、並びに地域の子育て支援事業を行い、当該地域の子育て支援に寄与します。また、総合型地域スポーツクラブ運営に関する事業を行い、当該地域のスポーツの振興に寄与します。

さらに今年度から、児童発達支援事業を開始し、未就学児の発達支援に寄与する予定です。

２．事業内容

（１）　特定非営利活動に係る事業

①　保育事業

ア　つばさ保育園

・内　　容　つばさ保育園の設置運営
・日　　時　令和８年４月１日～令和９年３月31日
・場　　所　横浜市港南区大久保1-20-39
・従事者人員　50人
・受益対象者　０歳児～5歳児　1,368人
・支　出　額　324,038,000円

イ　港南台つばさ保育園

・内　　容　港南台つばさ保育園の設置運営
・日　　時　令和８年４月１日～令和９年３月31日
・場　　所　横浜市港南区港南台6-3-16
・従事者人員　26人
・受益対象者　１歳児～5歳児　732人
・支　出　額　153,904,000円

②　子育て支援事業

ア　放課後児童健全育成事業

・内　　容　つばさ子どもクラブの設置運営
・日　　時　令和８年４月１日～令和９年３月31日
・場　　所　横浜市港南区大久保1-15-20
・従事者人員　17人

・受益対象者　小学校１年生～6 年生　1,526 人
・支　出　額　50,040,980 円

③ 総合型地域スポーツクラブ運営に関する事業
・内　　容　ＦＣゴールの運営
・日　　時　令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
・場　　所　横浜市港南区大久保 1-20-39
・従事者人員　16 人
・受益対象者　未就学児から大人まで　2,094 人
・支　出　額　22,496,000 円

④ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
・内　　容　児童発達支援事業の運営
・日　　時　認証後～令和 9 年 3 月 31 日
・場　　所　横浜市港南区大久保 1-20-39
・従事者人員　7 人
・受益対象者　未就学児　840 人
・支　出　額　12,440,000 円

令和９年度　事業計画書

法人の名称　特定非営利活動法人きずなの会

１．事業の成果

つばさ保育園、港南台つばさ保育園、つばさ子どもクラブの設置運営を行い、利用児童の保育、保護者の子育て支援、並びに地域の子育て支援事業を行い、当該地域の子育て支援に寄与します。また、総合型地域スポーツクラブ運営に関する事業を行い、当該地域のスポーツの振興に寄与します。

２年目を迎える児童発達支援事業は、利用する児童も安定的に増え、未就学児の発達支援に寄与する予定です。

２．事業内容

（１）　特定非営利活動に係る事業

①　保育事業

ア　つばさ保育園

・内　　容　つばさ保育園の設置運営
・日　　時　令和９年４月１日～令和10年３月31日
・場　　所　横浜市港南区大久保1-20-39
・従事者人員　50人
・受益対象者　０歳児～５歳児　1,368人
・支　出　額　324,038,000円

イ　港南台つばさ保育園

・内　　容　港南台つばさ保育園の設置運営
・日　　時　令和９年４月１日～令和10年３月31日
・場　　所　横浜市港南区港南台6-3-16
・従事者人員　26人
・受益対象者　１歳児～５歳児　732人
・支　出　額　153,904,000円

②　子育て支援事業

ア　放課後児童健全育成事業

・内　　容　つばさ子どもクラブの設置運営
・日　　時　令和９年４月１日～令和10年３月31日
・場　　所　横浜市港南区大久保1-15-20
・従事者人員　17人

・受益対象者　小学校１年生～6 年生　1,526 人
・支　出　額　50,040,980 円

③ 総合型地域スポーツクラブ運営に関する事業
・内　　容　ＦＣゴールの運営
・日　　時　令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
・場　　所　横浜市港南区大久保 1-20-39
・従事者人員　16 人
・受益対象者　未就学児から大人まで　2,094 人
・支　出　額　22,496,000 円

④ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
・内　　容　児童発達支援事業の運営
・日　　時　令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
・場　　所　横浜市港南区大久保 1-20-39
・従事者人員　8 人
・受益対象者　未就学児　2,160 人
・支　出　額　24,290,000 円

収支計算書

（自）令和8年4月1日　（至）令和9年3月31日

法　人　名　：特定非営利活動法人きずなの会　　（単位：円）

勘定科目			つばさ保育園	つばさ子どもｸﾗﾌﾞ	港南台つばさ保育園	FCゴール	ピアつばさ	合計
事業活動による収支	収入	保育事業収入	330,164,680	50,517,400	173,091,540	17,600,000		571,373,620
		障害福祉サービス等事業収入					10,920,000	10,920,000
		借入金利息補助金収入						
		経常経費寄附金収入						
		受取利息配当金収入					5,000	5,000
		その他の収入	11,500,000	10,000	6,400,000	320,000	150,000	18,380,000
		流動資産評価等による資金増加額						
		事業活動収入計(1)	341,664,680	50,527,400	179,491,540	17,920,000	11,075,000	600,678,620
	支出	人件費支出	221,968,000	36,730,000	114,044,000	15,620,000	8,500,000	396,862,000
		事業費支出	28,050,000	5,870,000	12,700,000	2,600,000	1,100,000	50,320,000
		事務費支出	70,740,000	7,420,980	25,660,000	4,276,000	2,690,000	110,786,980
		利用者負担軽減額						
		支払利息支出	280,000					280,000
		その他の支出	3,000,000	20,000	1,500,000		150,000	4,670,000
		流動資産評価損等による資金減少額						
		事業活動支出計(2)	324,038,000	50,040,980	153,904,000	22,496,000	12,440,000	562,918,980
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			17,626,680	486,420	25,587,540	-4,576,000	-1,365,000	37,759,640
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入						
		施設整備等寄附金収入						
		設備資金借入金収入						
		固定資産売却収入						
		その他の施設整備等による収入						
		施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0	0
	支出	設備資金借入金元金償還支出	996,000					996,000
		固定資産取得支出						
		固定資産除却・廃棄支出						
		ファイナンス・リース債務の返済支出						
		その他の施設整備等による支出						
		施設整備等支出計(5)	996,000	0	0	0	0	996,000
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			-996,000	0	0	0	0	-996,000

収支計算書

（自）令和8年4月1日　（至）令和9年3月31日

法　人　名　：特定非営利活動法人きずなの会

（単位：円）

勘定科目			つばさ保育園	つばさ子どもｸﾗﾌﾞ	港南台つばさ保育園	FCゴール	ピアつばさ	合計
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入						
		長期運営資金借入金収入						
		長期貸付金回収収入						
		投資有価証券売却収入						
		積立資産取崩収入						
		事業区分間長期借入金収入						
		拠点区分間長期借入金収入						
		サービス区分間長期借入金収入						
		事業区分間長期貸付金回収収入						
		拠点区分間長期貸付金回収収入						
		サービス区分間長期貸付金回収収入						
		事業区分間繰入金収入				5,040,000		5,040,000
		拠点区分間繰入金収入					1,500,000	1,500,000
		サービス区分間繰入金収入						
		その他の活動による収入			86,000			86,000
		その他の活動収入計(7)	0	0	86,000	5,040,000	1,500,000	6,626,000
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出						
		長期貸付金支出						
		投資有価証券取得支出						
		積立資産支出						
		事業区分間長期貸付金支出						
		拠点区分間長期貸付金支出						
		サービス区分間長期貸付金支出						
		事業区分間長期借入金返済支出						
		拠点区分間長期借入金返済支出						
		サービス区分間長期借入金返済支出						
		事業区分間繰入金支出	3,480,000		1,560,000			5,040,000
		拠点区分間繰入金支出	1,500,000					1,500,000
		サービス区分間繰入金支出						
		その他の活動による支出						
		その他の活動支出計(8)	4,980,000	0	1,560,000	0	0	6,540,000
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-4,980,000	0	-1,474,000	5,040,000	1,500,000	86,000
予備費支出（１０）								0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			11,650,680	486,420	24,113,540	464,000	135,000	36,849,640

前期末支払資金残高(12)	67,793,613	14,133,802	22,500,000	551,262	0	104,978,677
当期末支払資金残高(11)+(12)	79,444,293	14,620,222	46,613,540	1,015,262	135,000	141,828,317

収支計算書

（自）令和9年4月1日　（至）令和10年3月31日

法　人　名　：特定非営利活動法人きずなの会　　（単位：円）

勘定科目			つばさ保育園	つばさ子どもｸﾗﾌﾞ	港南台つばさ保育園	FCゴール	ピアつばさ	合計
事業活動による収支	収入	保育事業収入	330,164,680	50,517,400	173,091,540	17,600,000		571,373,620
		障害福祉サービス等事業収入					28,080,000	28,080,000
		借入金利息補助金収入						
		経常経費寄附金収入						
		受取利息配当金収入					10,000	10,000
		その他の収入	11,500,000	10,000	6,400,000	320,000	300,000	18,530,000
		流動資産評価等による資金増加額						
		事業活動収入計(1)	341,664,680	50,527,400	179,491,540	17,920,000	28,390,000	617,993,620
	支出	人件費支出	221,968,000	36,730,000	114,044,000	15,620,000	19,400,000	407,762,000
		事業費支出	28,050,000	5,870,000	12,700,000	2,600,000	2,200,000	51,420,000
		事務費支出	70,740,000	7,420,980	25,660,000	4,276,000	2,390,000	110,486,980
		利用者負担軽減額						
		支払利息支出	280,000					280,000
		その他の支出	3,000,000	20,000	1,500,000		300,000	4,820,000
		流動資産評価損等による資金減少額						
		事業活動支出計(2)	324,038,000	50,040,980	153,904,000	22,496,000	24,290,000	574,768,980
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		17,626,680	486,420	25,587,540	-4,576,000	4,100,000	43,224,640
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入						
		施設整備等寄附金収入						
		設備資金借入金収入						
		固定資産売却収入						
		その他の施設整備等による収入						
		施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0	0
	支出	設備資金借入金元金償還支出	996,000					996,000
		固定資産取得支出						
		固定資産除却・廃棄支出						
		ファイナンス・リース債務の返済支出						
		その他の施設整備等による支出						
		施設整備等支出計(5)	996,000	0	0	0	0	996,000
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-996,000	0	0	0	0	-996,000

収支計算書

（自）令和9年4月1日　（至）令和10年3月31日

法　人　名　：特定非営利活動法人きずなの会　　（単位：円）

勘定科目			つばさ保育園	つばさ子どもｸﾗﾌﾞ	港南台つばさ保育園	FCゴール	ピアつばさ	合計
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入						
		長期運営資金借入金収入						
		長期貸付金回収収入						
		投資有価証券売却収入						
		積立資産取崩収入						
		事業区分間長期借入金収入						
		拠点区分間長期借入金収入						
		サービス区分間長期借入金収入						
		事業区分間長期貸付金回収収入						
		拠点区分間長期貸付金回収収入						
		サービス区分間長期貸付金回収収入						
		事業区分間繰入金収入				5,040,000		5,040,000
		拠点区分間繰入金収入						0
		サービス区分間繰入金収入						
		その他の活動による収入			86,000			86,000
		その他の活動収入計(7)	0	0	86,000	5,040,000	0	5,126,000
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出						
		長期貸付金支出						
		投資有価証券取得支出						
		積立資産支出						
		事業区分間長期貸付金支出						
		拠点区分間長期貸付金支出						
		サービス区分間長期貸付金支出						
		事業区分間長期借入金返済支出						
		拠点区分間長期借入金返済支出						
		サービス区分間長期借入金返済支出						
		事業区分間繰入金支出	3,480,000		1,560,000			5,040,000
		拠点区分間繰入金支出	1,500,000					1,500,000
		サービス区分間繰入金支出						
		その他の活動による支出						
		その他の活動支出計(8)	4,980,000	0	1,560,000	0	0	6,540,000
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-4,980,000	0	-1,474,000	5,040,000	0	-1,414,000
予備費支出（１０）								0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			11,650,680	486,420	24,113,540	464,000	4,100,000	40,814,640

前期末支払資金残高(12)	79,444,293	14,620,222	46,613,540	1,015,262	135,000	141,828,317	
当期末支払資金残高(11)+(12)	91,094,973	15,106,642	70,727,080	1,479,262	4,235,000	182,642,957	